

平成22年 6月 1日  
生活文化スポーツ局

## 「留学生・就学生に対する生活指導等講習会（第9回）」の開催について

東京都では、専修学校や日本語学校、大学、短大において留学生・就学生を直接指導する教職員等を対象として、留学生等の入国・在留審査の状況、来日外国人犯罪の検挙の実態、生活指導上の問題などについて、より理解を深めていただくため、警視庁、東京入国管理局職員等を講師とする「留学生・就学生に対する生活指導等講習会」を開催しています。

このたび、下記のとおり標記講習会を開催いたしますのでお知らせします。  
よろしく願いいたします。

### 記

- 1 主 催 東京都、留学生・就学生の違法活動防止のための連絡協議会  
※「留学生・就学生の違法活動防止のための連絡協議会」については別紙のとおり
- 2 日 時 平成22年6月7日（月） 午後2時00分～午後4時30分
- 3 場 所 都庁第一本庁舎5階大会議場
- 4 対 象 都内専修学校・各種学校、日本語学校及び大学、短大の理事長、校長、留学生・就学生指導担当教員等 450名
- 5 次 第 「来日外国人犯罪の現状と対策」  
「留学・就学資格者に係る在留管理状況について」  
「東京都の留学生・就学生対策について」  
「日本語教育機関における学生の適正な受入れと在籍管理の状況について」  
「留学生・就学生相談業務と海外での啓発事業について」
- 6 取材に当たってのお願い
  - (1) 受付は、午後1時30分からホール入口で行います。
  - (2) 取材の際は、自社腕章を必ず着用してください。
  - (3) 会場の電源は使用できません。
  - (4) 分配器（モノラル12口）は用意してあります。ご使用を希望される場合は、事前に下記問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。
  - (5) 取材位置については、係員の指示に従ってください。
  - (6) 駐車場の用意はありません。

問い合わせ先

私学部私学行政課 直通 03-5320-7724

## ※「留学生・就学生の違法活動防止のための連絡協議会」について

### 1 設置目的

都内の教育機関に在籍する留学生・就学生の違法活動を未然に防止するための課題について検討し、教育機関への指導強化策等を協議するために設置した。  
(留学生・就学生の違法活動防止ための連絡協議会設置要綱 第1)

### 2 経緯

平成15年10月、首都東京における不法滞在外国人を5年間で半減させることを目的として、法務省入国管理局、東京入国管理局、警視庁及び東京都の4者で、「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」を発表した。この共同宣言に基づき、留学生等が関与する犯罪が増加傾向にあった状況を踏まえ、東京都では、関係機関が連携して留学生等を受け入れている専修学校等に対する指導強化を図るため、文部科学省、東京入国管理局、警視庁及び特に留学生等が集中している新宿・渋谷・豊島各区の協力を得て、「留学生・就学生の違法活動防止のための連絡協議会」を設置した。さらに、平成17年度からは、これに台東区・武蔵野市を構成員として加え、専修学校等の指導や啓発等の取組みについて協議を行っている。

### 3 設置年月日

平成15年10月27日

### 4 構成

文部科学省  
東京入国管理局  
東京都  
警視庁  
新宿区  
台東区  
渋谷区  
豊島区  
武蔵野市  
財団法人日本語教育振興協会  
社団法人東京都専修学校各種学校協会